

石狩市公立小中学校事務職員第71回学校間連携会議議案

2016年3月17日(木) 14:00～(市事協研修会終了後)
於：石狩市役所402号室

1 議長挨拶

2 報告事項

- 2月19日(金) 第70回連携会議
- 2月26日(金) 予算要望委員会
- 2月29日(月) 2016年度 予算要望資料 HPアップ
第69回・第70回連携会議：議案および記録 HPアップ
2016年度 事務職員加配申請書(花川中・樽川中) HPアップ

3 協議題

- (1) 2015年度版「石狩市の学校間連携」について ～ 別冊
- (2) 2015年度事務局反省について ～ 別紙1
- (3) 連携会議の規約について ～ 別紙2

4 実践交流

5 連絡事項

2015年度版「石狩市の学校間連携」の製本および配布について

- ①本日の論議による修正部分を含め、後日確定ファイルをメールで送信します。
- ②製本は、各学校で必要部数を作成します。
- ③綴じ方は左綴じホチキス止めとします。

配付先と配付方法等

- ①教育委員会 ----- 製本を事務局から配付(面談にて)
- ②各校長 ----- 各学校で印刷製本し配付
- ③学校支援推進委員 ----- 各学校で印刷製本し配付
(学校支援推進委員については校長の許可を得てください)

かがみ例文は、本議案の最後にあります。

＜別紙1＞2015年度事務局反省について

2015年度事務局反省

1. 会議の開催状況

□これまでのスタイルを踏襲し、市事協研修会に合わせて10回の開催。出席者が少ない日もあったが、概ね順調に開催できた。現状ではこれより多くすることは困難で、年間のスケジュールを考えると少なくすることの影響も大きいと考えられるため、次年度も10回程度で計画したい。

2. 白書（学校財政と学校事務の状況調査）と提言

□調査活動について

- (1) 調査活動について、今年度は「部活動遠征バス代の実態調査」の調査を行いました。昨年度末の校外学習指導旅費にまつわる騒動で小学校のスキー学習や中学校の部活動におけるバス代の支払に各校が苦慮している学校が多いことが分かりました。各校の状況等を把握するためにも日刊連携会議を活用しながら調査を行いました。そのことにより課題が明確化され提言18「バス代の補助」を提言することが出来ました。
- (2) 「保護者負担調査」については例年通り実施し、交流を行いました。石事協においても保護者負担軽減をメインの研修テーマに据えていることから今後も継続的に調査および交流が必要と考えます。事務職員として常に保護者負担軽減に向き合っていけるように交流の場を設けていきたいと思えます。
- (3) 以前から学校配分予算について市教委へ増額を要望していましたが、なかなか増額が難しい現状の中で「学校配分予算の調整」を昨年度から実施することが可能となりました。昨年度の学校配分予算の調整においては各校全て認めていただき、各校の希望額での配分予算とすることが出来ました。今後も継続して行えるようにまた、印刷製本費やパソコンソフト経費の消耗品費への繰り入れなど全員で検討していかなければならない課題もありますので、市教委と連携して進めていかなければなりません。
- (4) 就学援助の手引きの作成とともに、支給方法の改善について取り組むこととし、問題点の解決に向けて話し合いを重ねてきました。今後は、次年度からスタートする就学援助費の校長委任口座振込がうまくスタートし、また、出てくるであろう問題点を解決しながら進めていければと考えます。提言17では「就学援助費の支給について」との表題にしましたが、今後も市教育委員会と連携を深めていかなければならないと考えます。フロー表を事務局で作成しましたので、手引きが完成する間活用しながら業務を遂行できればと考えます。
- (5) 次年度は調査内容について各校の意見を徴するなどの方法で早い段階で確定し、計画的に実施していければと考えます。

□提言について

上記の通り、「就学援助費の支給について」を提言17としてまた、「バス代の補助について」を提言18として提言をさせていただきました。今年度の提言は2項目となったが、内容の濃い提言となったと思えます。

3. 予算要望

□印刷費のグラフ化について

数年前からの懸案事項であった「印刷費のグラフ化」を今年度も要望書に盛り込むことが出来ませんでした。なかなか良い案がなく今年度も断念したのですが、次年度以降には消費税が10%になることも想定されているので、増税による影響など盛り込んでいければ良いのではないかと思います。

□要望内容について

予算要望グループの反省では、要望内容について概ね良かったとされていますが、さらに組織だった要望内容とするよう引き続き検討を進めていきたいと思えます。特に配分予算の調整が実現したことで、各校の財政が一時的に改善されたように見えてしまうことがあるかもしれません。各学校における財政的課題を明らかにし予算要望に結びつけていく具体的方法を検討していきたいと思えます。

4. 実践交流

□実践交流について

今年度は研究Gの提案により連携会議の時間に毎回、各校が順番に「領域実践シート」の発表を行いました。ここ数年はなかなか実践交流の時間を確保できなかった事もあり今年度の研修の中心として有意義な交流が進められたと考えます。また、冬季研においても事例交流として時間を確保して交流しました。昨年度の事務局の反省にありました、「定例連携会議での実践交流については、時間の確保の問題もあり十分に実施できていないため、工夫が必要である。」や「夏季・冬季研修会を実践交流の場として活用することについてさらにすすめていきたい。」との観点について今年度はクリアできたのではないかと考えています。

□次年度へ向けて

予算公開実験がまだ軌道に乗っていないことから、これを早期に進めるとともに、学校予算編成資料の交流も行っていきたいと考えます。また、今年は1校のみだった保護者向け事務だよりの実践交流も期待します。

5. その他

□今年度においても協議会の事務局とうまく連携しながら業務を進める事が出来ています。特に今年度は市事協事務局が積極的に市教委との折衝を行っていただき連携事務局を牽引していただきました。しかし、市事協の活動がHP上に資料化されないため、経過が不明になることも考えられます。日刊連携会議を活用することや、連携HPに市事協のスペースを設けるなどして市事協の活動を記録化できないか検討します。

□これまでの積み上げを活かして、各グループが自主的に活動と提起を行ってもらうこと、事務局がその調整を上手く図ることを念頭に事務局運営を行っていきます。

平成28年 4月 日

様

石狩市公立小中学校事務職員学校間連携会議
議長 小谷千里
(石狩市立花川小学校事務職員)

2015年度版「石狩市の学校間連携」の配付について

小中学校の入学式も終了し、一段と春陽の増す今日この頃ですが、貴職におかれましては石狩市の教育推進にご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さてこの度、当会議におきましては、昨年度一年間の活動をまとめた「2015年度 石狩市の学校間連携」を作成いたしました。この間の関係各位のご協力に厚く御礼申し上げます。

つきましては別添の通り配付をいたしますので、ご査収くださいますとともに、ご意見等ございましたら事務局までお寄せいただきますようお願いいたします。

今後とも、「学校間連携会議」に対するご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

石狩市公立小中学校事務職員『学校間連携会議』規程

(目的)

- 第1条 この会は、学校事務の領域から小中学校教育の充実と発展を図ることを目的とし、さらに、石狩市公立小中学校事務職員の連携を深める。
- 2 子どもたちの学びの場としての学校から、生活の場としての学校にする為に安心して生活できる場、快適に生活していける場、喜びや幸せを感じながら生活していける場、夢を持ち未来へ向かって進んでいけるような場等、子どもたちの生活権を保障する為に学校間連携を深める。

(名称)

- 第1条 この会は、「石狩市公立小中学校事務職員『学校間連携会議』」と称する。
- 2 この会の略称を「学校間連携会議」とする。

(組織)

- 第3条 「学校間連携会議」は、石狩市の公立小中学校に勤務する事務職員をもって組織する。
- 2 必要に応じて事務職員以外の出席を求めることができる。
 - 3 この会の役員として、「議長」「事務局長」「事務局次長」の各1名を置く。
 - 4 「事務局長」は原則として加配校の事務職員を充てるものとする。
 - 5 「議長」は「学校間連携会議」の会議を代表し、会務を掌理する。
 - 6 「事務局長」は、「議長」を補佐すると共に、事務を処理する。議長が事故ある時は、その職務を代理する。
 - 7 「事務局次長」は、「事務局長」の職務を補佐し、事務局長が事故ある時には、その職務を代理する。

(任期)

- 第4条 「学校間連携会議」の役員の任期は4月から3月までの1年間とする。
ただし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(組織)

- 第5条 「学校間連携会議」には研究グループと調査研修グループと予算要望グループを置く。また、各グループには代表者を置く。
- 2 研究グループと調査研修グループと予算要望グループは石狩市公立小中学校事務職員協議会の研究部、調査研修部、予算要望部に対応し、協議会各部と同一メンバーをもって構成する。

(招集)

- 第6条 「学校間連携会議」の会議は「教育長」及び「議長」が招集する。

(会議)

- 第7条 学校間連携会議は「定例会」及び「グループ会議」並びに「拡大役員会」を開催する。
- 2 「拡大役員会」は、役員を選任や連携会議運営の基本的事項を協議する場合に議長が召集する。
 - 3 「拡大役員会」は、連携会議役員及び協議会役員で構成する。

(議事運営)

- 第8条 「学校間連携会議」の議事運営は出席者の共通理解と全体合意で行う。
- 2 必要な場合は採決ができるものとし、出席者の過半数で決する。可否同数の時は、「議長」の決するところによる。

(業務)

- 第9条 「学校間連携会議」は、目的達成のために必要な審議及び調査を行い、業務を遂行する。

附則

この要綱は2006年 4月 1日から施行する。
2016年 3月 17日一部改定